

議案第 45 号

海老名市下水道条例の一部改正について

海老名市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 6 月 1 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

違反行為に対する処分基準を規定したいため

## 海老名市下水道条例の一部を改正する条例

海老名市下水道条例（平成12年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号に次のように加える。

オ 海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であると認められた者

第14条第1項中「該当するとき」の次に「又は規則で定める基準に該当するに至ったとき」を加え、「取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる」を「取り消すことができる」に改め、同項第1号中「各号のいずれか」を「に規定する指定要件」に改め、同項第3号中「規定による」の次に「指定工事店の営業所の名称、所在地等の変更若しくは事業の廃止、休止若しくは再開の」を加え、同項第5号中「第7条第1項の」の次に「指定工事店としての」を加え、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第3項中「又は」の次に「第2項の規定により」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「又は」の次に「第2項の規定により」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、指定工事店が前項各号のいずれかに該当する場合において、当該指定工事店の情状に斟酌すべき特段の理由があると認めるときは、指定工事店の指定の取消しに代えて、指定工事店の指定の効力を停止することができる。

第18条第2項に次の1号を加える。

（3） 海老名市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等であると認められたとき。

第18条第3項中「、規則に違反したときは」を「又は規則に違反したときは、規則で定める基準に基づき」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（指定工事店又は責任技術者に対する調査）

第22条の2 市長は、指定工事店の指定又は責任技術者の登録の適否について必要があると認めるときは、指定工事店又は責任技術者に対し調査することができる。

2 市長は、指定工事店の営業所の状況、責任技術者の有無その他指定工事店としての資格要件を調査することができる。

第47条中「者に対しては」を「者は、規則で定める基準に基づき」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条第1項及び第18条第3項の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた違反行為等について適用する。ただし、施行日前に行われた違反行為等で、施行日以後に発覚したもの及び施行日に当該違反行為等が継続状態にあるものは、この限りでない。